

装官総第166号

27.10.1

一部改正 装官総第4353号

29.3.30

一部改正 装官総第11784号

令和5年6月30日

長官官房各装備官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官 殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各 部 長
施設等機関の長

長官官房審議官
(公印省略)

情報保証に係る監査実施要領について（通達）
標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

情報保証に係る監査実施要領

1 目的

この要領は、防衛装備庁の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（装官総第165号。27.10.1。以下「庁通達」という。）第9第1項の規定に基づき、防衛装備庁における情報保証を確保するため、情報保証に係る監査の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この通達における用語の意義は、防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）、防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（防運情第9248号。19.9.20）、防衛装備庁の情報保証に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第12号）、庁通達及び研究開発支援システム管理運用方針（装官総第170号。27.10.1）に定めるもののほか、各項に定めるところによる。

3 監査の方針

情報システム、目的特化型機器、可搬記憶媒体及び電子計算機情報の監査を実施し、防衛装備庁における情報保証の維持・向上に資する。

4 監査対象

監査の対象情報システム等及び業務は次のとおりとする。

(1) 対象情報システム等

- ア 防衛装備庁の情報システム
- イ 防衛装備庁の目的特化型機器
- ウ 防衛装備庁の可搬記憶媒体
- エ 防衛省中央OAネットワーク・システム

(2) 対象業務

- ア 前号アからウの管理・運用業務に関わる事項
- イ 前号アからエのユーザ利用状況に関わる事項
- ウ 情報保証に係る各種関連規則類の遵守状況に関わる事項

5 監査の区分

監査の区分は、次のとおりとする。

(1) 定期監査

情報保証監査責任者が、情報保証監査統括責任者の作成する監査の基本方針に

基づき毎年度1回以上実施する監査

(2) 臨時監査

情報保証に関する問題点等を考慮の上必要に応じて実施する監査

6 監査の担任

長官官房総務官付情報システム管理室情報保証・システム監査班長（以下「情報保証・システム監査班長」という。）は、情報保証に係る監査を担当するものとする。

7 システム監査班の権限

長官官房総務官付情報システム管理室情報保証・システム監査班（以下「情報保証・システム監査班」という。）は、監査上必要に応じて、次の事項について権限を有する。

- (1) 第4第1号アからエ、保管庫等の確認及び書類等の閲覧（ただし、確認及び閲覧については、所要の手続きを実施する。）
- (2) 関係施設への立ち入り（ただし、立ち入りについては、所要の手続きを実施する。）
- (3) 関係者への質問又は説明の要求

8 監査の計画

- (1) 情報保証監査責任者は、年度情報保証に係る監査実施計画（以下「年度監査計画」という。）を作成し、情報保証責任者、情報システム情報保証責任者及び部隊等情報保証責任者に通知する。
- (2) 情報保証監査責任者は、情報保証責任者並びに被監査部署の情報システム情報保証責任者及び部隊等情報保証責任者に年度監査計画に基づき細部実施要領を通知する。

9 監査の方法

定期監査及び臨時監査は、監査実施の前に事前調査を行うことを基本として監査を実施する。

(1) 事前調査

事前調査は、本監査に先立ち、情報システムの設定、設置環境、運用に関する特性、傾向等を事前に把握するための調査を行う。

(2) 監査

監査は、聞き取り並びに第4第1号アからエ、保管庫等、書類等及び関係施設の実視を行うとともに、検査用機器による検査等をもって行う。

1 0 監査への協力

- (1) 情報システム情報保証責任者、部隊等情報保証責任者及び課室等運用管理者は、情報保証・システム監査班の実施する監査に協力しなければならない。
- (2) 情報保証監査責任者は、情報保証監査統括責任者から、特別監査を行う体制の整備、特別監査の実施日時の調整その他特別監査の円滑な実施に関し協力を求められた場合には、これに協力するものとする。

1 1 監査結果の報告及び通知

- (1) 情報保証・システム監査班長は、監査結果を順序を経て速やかに情報保証監査責任者及び情報保証責任者に報告するとともに、必要に応じて情報保証関係部署に監査結果を通報する。ただし、総務官が被監査部署となる場合は、監査結果を情報保証監査責任者及び情報保証責任者に直接報告できるものとする。
- (2) 情報保証監査責任者は、前号の規定により報告を受けた監査結果を記載した監査結果通知書を作成し、被監査部署の情報システム情報保証責任者及び部隊等情報保証責任者に通知する。

1 2 監査結果に基づく処置

- (1) 被監査部署の情報システム情報保証責任者及び部隊等情報保証責任者は、情報保証監査責任者からの監査結果通知書に基づき、必要な改善等の処置を速やかに実施するものとする。
- (2) 被監査部署の情報システム情報保証責任者及び部隊等情報保証責任者は、改善等の実施結果を監査結果通知書の受領後速やかに情報保証監査責任者及び情報保証責任者に報告するものとする。
- (3) 情報保証・システム監査班長は、必要に応じて改善等の実施結果を確認できるものとする。

1 3 遵守事項

情報保証・システム監査班は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査の実施に当たっては、情報システムの運用に支障を与えないように配慮するものとする。
- (2) 職務上知り得た事項は、みだりに他人に漏らし又は自ら窃用してはならない。

1 4 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な細部事項は情報保証監査責任者が定めるものとする。